

豊島区職員措置請求監査結果

(補助金に係る住民監査請求)

平成31年3月

豊島区監査委員

第1 請求の受付

1. 請求人

法人所在地（省略）

法人名（省略） 取締役 X

2. 請求の受理

請求人から平成31年1月24日付で別紙1のとおり提出された豊島区職員措置請求書（以下、「請求書」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、平成31年1月25日付で受理した。

3. 請求の要旨

豊島区は、豊島区民社会福祉協議会（以下、「社協」という。）役職員の給与等相当額の補助金を拠出している。社協は、豊島区民の社会福祉や高齢者等の権利擁護のために業務を行うことを目的とするものであり、その目的遂行のため豊島区は補助金を拠出している。

しかしながら、社協は下記の不法行為を行っているにもかかわらず、豊島区は、その不法行為を黙認し、社協に対し補助金を拠出しており、これは違法又は不当である。

- （1）Xが社協に相談した行為に対し警察に通報することは、業務目的上不当な行為であること。
- （2）社協役職員が訴訟において調査囑託の回答書及び陳述書を偽造することは、犯罪であること。
- （3）社協役職員が虚偽の調査囑託の回答書及び陳述書をもって、Xに対し訴訟を提起し、全財産を奪うことは、犯罪であること。

請求人は、①豊島区は社協の不法行為を調査して納税者に全容を明らかにすること、②社協が不法行為をした日（平成26年2月17日）から納税者（X）に対し不法行為の全容を明らかにするまで、補助金を拠出した合計額の返還のための必要な措置を求める。

第2 監査の実施

1. 監査の対象

（1）監査対象事項

法第242条第1項の規定によると、住民監査請求は地方公共団体の財務会計上の行為を対象としなければならないが、豊島区が社協の不法行為を調査して納税者に全容を明らかにすることとの請求人の主張については、豊島区の財務会計上の行為には当たらないため、請求を却下する。

請求人は、社協が不法行為をした日（平成26年2月17日）から納税者（X）に対し不法行為の全容を明らかにするまで、補助金を拠出した合計額の返還のための必要な措置を求めることを主張しているが、住民監査請求は、法第242条第2項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から起算して1年を経過したときは行うことができないとされているため、平成26年2月25日から平成30年1月24日までに豊島区が社協に対して補助金を交付したことに係る支出についての請求は却下する。

したがって、平成30年1月25日から平成31年1月24日までに豊島区が社協に対して補助金を交付したことに係る支出（以下、「本件支出」という。）が違法または不当な公金の支出にあたるか否かを監査対象事項とし、また、本件支出により豊島区は損害を被っているか、損害を被っている場合は、それを補填するための対策を講じることが必要であるかを監査対象事項とした。

（2）監査対象部局

保健福祉部福祉総務課を監査対象部局とした。

2. 調査

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を付与し、平成31年2月12日（火）に陳述を実施した。証拠の提出は行われなかった。

なお、請求人の陳述に対する監査対象部局からの立会いは行われなかった。

（2）監査対象部局からの弁明書の提出

監査対象部局から別紙2のとおり本件請求に対する弁明書の提出を受けた。

なお、監査対象部局からの陳述は行われなかった。

第3 監査の結果

1. 主文

本件請求を棄却する。

2. 理由

（1）認定事実及び判断

Xが社協に相談した行為に対し警察に通報することは業務目的上不当な行為であること、また、社協役職員が、訴訟において調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造するとともに、虚偽の調査嘱託の回答書及び陳述書をもってXに対し訴訟を提起し全財産を奪うことは、犯罪であることを主張するとともに、この不法行為を黙認して社協に対して豊島区が補助金を拠出することは違法又は不当であるとの請求人の主張について、次のとおり判断する。

Xを被告とする訴訟における裁判所の判断（例えば、東京地方裁判所平成25年（ワ）第29832号平成26年7月9日判決及び平成27年（ワ）第8903号平成27年10月21日判決）に照らし、調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造したとの事実並びに

社協が警察に通報することをもって業務目的上不当な行為であるとの請求人の主張を認めることはできない。

(2) 結論

以上のことから、請求人の主張は当たらず、本件支出には違法又は不当な点は認められない。

よって、主文のとおり決定する。

豊島区職員措置請求書

第 1. 請求の要旨

1. 豊島区職員措置請求の原因は、豊島区民社会福祉協議会（以下社協）の専門相談員 I 弁護士が豊島区の申立てにより豊島区民（94歳の認知症女性）の成年後見人になり、女性の土地付き建物を売却（横領）するため、建物の一部を賃借して事業を営んでいた会社（女性が株式を100%保有）を J 法律事務所所長 K と共に、女性のお金を流用して法務局に対し虚偽の解散登記を申請し、その上で破産の手続きの申立てをして会社を潰したことである。女性は、会社設立当初から勤めていた従業員のため会社を潰すことに泣きながら反対の意思表示をしたが、I 弁護士及び K 弁護士は、被後見人女性の意思などお構いなく、弁護士という名を用いて違法行為をやりたい放題である。女性のお金を流用することは財産を横領することであり、会社を潰すことは、女性の財産を毀損することである。
2. 請求人の取締役 X は、女性の会社を 30 年以上税理士として関与をしてきて、これはおかしいということで、豊島区、豊島区民社会福祉協議会に相談に行ったが、20 回以上も警察に通報（けんかをしているとか、不法侵入・不退去罪とかの理由で）されるなどして全く相手にされなかった。逆に、I 弁護士及び I 弁護士の元同僚の H 弁護士によって、相談に行った行為が警察に通報されるほどの犯罪的なもので、営業妨害、名誉棄損、信用棄損との理由で、訴訟を提起された。
3. I 弁護士は裁判に勝訴するため、豊島区民社会福祉協議会に囑託された調査囑託の回答書（資料 1）を偽造し X を犯罪者に仕立て、裁判で勝訴を得た。X は、被後見人の財産を守るため、調査囑託の回答書及び陳述書の事実関係を明らかにするため、社協に相談に行ったが、社協に相談する行為は、犯罪であると決めつけられ、警察に 20 回以上も通報された。
4. 社協及び社協役職員は、I 弁護士が作成した虚偽の調査囑託の回答書や警察に多数通報されたことを証拠（資料 2）として裁判に提出して勝訴を得た。社協及び社協役職員は、卑劣かつ違法な手段を用いて X を敗訴に追い込み、強制執行により唯一の財産であったマンションを奪った。また、X は、犯罪者の汚名を着せられたうえ、全ての財産を失ったことにより、廃人同様の悲惨な生活を強いられている。

豊島区は、社協役職員の給与等相当額の補助金を拠出している。社協は、区民の社会福祉や高齢者等の権利擁護のために業務を行うことを目的にするものであり、その目的の遂行のため豊島区は補助金を拠出している。

1. 社協に相談した行為に対し警察に通報することは、業務目的上不当な行為であること。
2. 調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造することは、犯罪であること。
3. 虚偽の調査嘱託の回答書及び陳述書をもって、Xに対し訴訟を提起し、全財産を奪うことは、犯罪であること。

以上のとおり、豊島区は、上記の不法行為を黙認し、社協に対し補助金を拠出することは違法又は不当である。

請求人は、①豊島区は社協の不法行為を調査して納税者に全容を明らかにすること、②社協から、不法行為をした日（平成26年2月17日）から納税者（X）に対し不法行為の全容を明らかにするまで、補助金を拠出した合計額の返還のための必要な措置を求める。

第2. 結語

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

以上

添付書類

- 資料1 調査嘱託の回答書
- 2 陳述書

《注記》

添付書類は省略した。

住民監査請求に対する弁明書

1. 弁明の趣旨

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

2. 豊島区職員措置請求書記載事実の認否

請求人が提出した、平成31年1月24日付け豊島区職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の記載事実について、次のとおり、認否する。

「第1. 請求の要旨」のうち、次に掲げる記載事実については認め、その余の記載事実は、不知。

- ① 本区が、豊島区民社会福祉協議会（以下「社協」という。）役職員の給与等の一部に補助金を拠出していること。
- ② 本区が、区民の社会福祉や高齢者等の権利擁護のために業務を行っている社協に対し補助金を拠出していること。

3. 請求人の主張及び主張に対する弁明について

(1) 請求人の主張

請求人は、おおむね次のように主張していると思われる。

- ① 豊島区は以下3点の不法行為を黙認し、社協に対して補助金を拠出することは違法又は不当である。
 - ア. 請求人の取締役Xが、社協に相談した行為に対し警察に通報することは、業務目的上不当な行為である。
 - イ. 調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造することは犯罪である。
 - ウ. 虚偽の調査委託の回答書及び陳述書をもってXに対し訴訟を提起し、全財産を奪うことは犯罪である。
- ② 豊島区は、社協の不法行為を調査して納税者に全容を明らかにするとともに、不法行為をした日（平成26年2月17日）から納税者（X）に対し不法行為の全容を明らかにするまで、補助金合計額の返還のための必要な措置を求める。

(2) 主張に対する弁明

請求人の主張に対して、次のとおり弁明する。

- ① 本区は、Xが社協に相談した行為は把握していないため、警察への通報が業務目的上不当な行為か否かについて判断する立場にない。

また、請求人は、本件請求書資料1（「調査嘱託に対する回答」と題する文書）を根拠として、I弁護士が調査嘱託の回答書を偽造したと主張していると思われるが、当該文書は、裁判所からの依頼に基づき、社協が作成した文書であり、同文書のみをもってI弁護士の偽造により同文書が作成されたとは認められない。本件請求書資料2（「陳述書」と題する文書）も同様である。

したがって、社協の不法行為は確認できず、補助金の拠出に違法性や不当性は認められない。

- ② 社協の不法行為に係る請求人の主張については根拠がないため、社協の不法行為を調査して納税者に全容を明らかにするとともに、不法行為をした日（平成26年2月17日）から納税者（X）に対し不法行為の全容を明らかにするまで、補助金合計額の返還のための必要な措置を求める必要性は認められない。